

熊本地震による水田の被災に伴う用途変更の手続について

※災害救助法適用の21市町村は取組計画書の変更期限が8/20→9/30に延長されました。

R8.8月

熊本県農業再生協議会

ケース1 主食用米からWCS用稲、飼料用米、青刈り稲に変更する場合

①6/30までに、取組計画書（用途変更先の品目でなくても可）を提出している場合

➡ 取組計画書及び水活交付金に係る営農計画書の**変更可能**

②6/30までに、取組計画書を提出していない場合

➡ **提出していないため、新規取組は不可**

ただし、JA等が取組主体となっているWCS用稲等の取組計画書に生産者を追加する変更は可能（裏面参照）

なお、変更後の用途の収穫量が十分見込まれない場合には、取組計画の変更ではなく、当初の用途（主食用米）ままとしてください。変更する場合も、用途変更先の品目について、農薬の使用時期等に制限がある場合があるため、ご注意ください。

変更の届出
9/30×切

ケース2 加工用米や飼料用米等からWCS用稲に変更する場合

➡ 実需者の同意を得た上で、取組計画書及び水活交付金に係る営農計画書の**変更可能**

なお、用途変更先（WCS用稲）の収穫量が十分見込まれない場合には、取組計画の変更ではなく、当初の用途のまま、自然災害等による減少である旨の理由書の提出等を実施。これにより、加工用米や飼料用米等の交付金の受給は可能。

ケース3 WCS用稲から青刈り稲に変更する場合

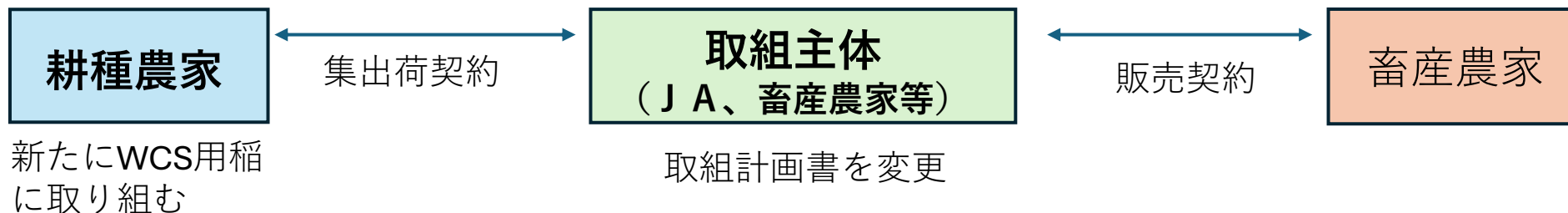
➡ 実需者の同意を得た上で、取組計画書及び水活交付金に係る営農計画書の**変更可能**

なお、取組計画の変更ではなく、当初の用途のまま、自然災害等による減少である旨の理由書の提出等により、WCS用稲の交付金の受給は可能。

（参考）水活交付額：WCS用稲8万円/10a、加工用米2万円/10a、飼料用米5.5～10.5万円/10a、飼料作物（青刈り稲）3.5万円/10a

JA等が取組主体となっているWCS用稲等の取組計画書に生産者を追加する場合の販売契約について

J A等が農業者の取りまとめや畜産農家との契約など、事務手続きを担う必要あり



※必要に応じ、コントラクターに刈取・運搬等の作業受託を行うことも可

○ 耕種農家が提出する書類

- 【経営所得安定対策に新規加入の場合】
- ・ 交付申請書（要綱様式第1号）
 - ・ 営農計画書（要綱様式第2号）
※営農計画書には出荷契約数量を記載
 - ・ 水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書（要綱様式第11-1号） ※必要に応じ

- 【経営所得安定対策に既に参加している場合】
- ・ 営農計画書（修正）

○ 取組主体が提出する書類

- ・ 変更前後の取組計画書（要領様式第3-1号）
- ・ 出荷契約等数量農業者別一覧表（要領様式第6-1号）
- ・ 実需者との契約書又は、同意書（要領参考様式例3）
自家利用の場合は自家加工等販売計画書（要領様式3-2号）
- ・ その他必要な書類

○ 取組主体が保管する書類

- ・ 作付ほ場を特定できる書類（営農計画書など）

注意！：WCS用稲に使用できない農薬が散布されていないこと。